

○釧路司法書士会業務負担金規約

第1条 この規約は、釧路司法書士会の財政の安定並びに会員の福利厚生事業を行うため、会員の取扱い業務量に応じた負担金を納付することを目的として、この規約を制定する。

第2条 負担金は、司法書士が業務上必要とする用紙等の使用量で定める。

第3条 業務量に基づく負担金の額については、理事会において定める。

第4条 会員は、司法書士の使用する用紙等を非会員に譲渡してはならない。

第5条 本規約による会計は特別会計とし、理事会の決議を経て次の費用に充当する。

- (1) 用紙類販売に要する費用
- (2) 会の事務並びに事務局の維持管理に要する費用
- (3) 会員の福利厚生関連事業に要する費用
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な費用

附 則

- 1 本規約は、昭和59年4月21日より施行する。

附 則

- 1 本規約は、平成11年2月1日より施行する。